

事 務 連 絡  
令和3年9月27日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医政局経済課

令和3年度税制改正による税制対象範囲見直し後の  
セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について

令和3年度税制改正（以下「税改」という。）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）が改正され、税制の対象をより効果的なものに重点化した上で、適用期限の5年間の延長を行うこととされたところです。これを踏まえ、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」（令和3年厚生労働省告示第250号）、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和3年厚生労働省告示第251号）、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日」（令和3年厚生労働省告示第252号）及び「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和3年厚生労働省告示第253号）が令和3年6月25日に告示され、令和4年1月1日から適用することとされたところです。

このため、「令和3年度税制改正による税制対象範囲見直し後のセルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について」（令和3年9月27日付厚生労働省医政局経済課事務連絡）（別紙）を関係団体宛に送付し、会員企業等への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業等に対しても周知方御協力をよろしくお願いいたします。